

*** ヒブ感染症予防接種を受けるまえに ***

接種年齢：生後2か月から5歳未満

接種方法：皮下接種

注意 接種開始月齢によって接種回数が異なります

生後2か月から7か月未満に接種を開始する場合（合計4回接種）

初回接種：27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて3回接種

*接種日を0日として28日（医師が必要と認めた場合には21日）目より接種可能です

追加接種：3回目の接種が終了してから7か月以上、標準的には13か月の間に1回接種

*ただし、初回接種2回目・3回目の接種は1歳未満で行い、1歳を超えた場合は行わない。追加接種は可能。追加接種は、初回に係る最後の接種終了後27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上の間隔をおいて1回行う。

生後7か月から1歳未満に接種を開始する場合（合計3回接種）

初回接種：27日（医師が必要と認めた場合には20日）以上、標準的には56日までの間隔を空けて2回接種

追加接種：2回目の接種が終了してから7か月以上、標準的には13か月の間に1回接種

*ただし、初回2回目の接種は1歳未満で行い、1歳を超えた場合は行わない。追加接種は可能。追加接種は、初回に係る最後の接種終了後27日（医師が必要と認めた場合には、20日）以上の間隔をおいて1回行う。

生後1歳から5歳未満に接種を開始する場合

1回接種

接種場所：市内指定医療機関

持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

*母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

費用：無料



注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。予診票は複写式になっているので、1回分ずつ取り出して記入するようにしてください。（他の予診票に字が写らないように注意してください。）

接種の前に、この説明書をよくお読みください。

予防接種は体調のよいときにお受けください。

予防接種はお子さまの体調のよくわかる保護者の方がお連れください。

予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。

ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

病気で治療中の場合や何らかの薬を飲んでいる場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

裏面に続く

【ヒブとは】

せきやくしゃみなどを介して感染し、場合によって髄膜炎などの感染症を引き起こす細菌です。ヒブによる髄膜炎にかかると初期症状として発熱、嘔吐、けいれんなどがみられますが他の病気と症状が似ているため早期診断が難しいと言われています。

ヒブ髄膜炎は治療を行っても約5%は亡くなり、約25%はてんかんや難聴、発育障がいなどの後遺症が残るため、乳幼児期では特に注意が必要な感染症です。

ヒブ感染症予防接種は、ヒブによる感染症、特に髄膜炎などを予防するワクチンです。このワクチンはウシの成分が使用されていますが、精製工程を経て製品化されているためTSE（伝達制海綿状脳症）にかかる危険性はほとんどないものと考えられます。

副反応について

全身症状としては不機嫌、食欲不振、発熱などがみられることがあります。接種部位の局所症状としては赤み、腫れ、痛みが出現することがありますが数日で消退します。ただし、腫れがひどい場合は接種部位を清潔にし、冷やして様子を見てください。

なお、きわめてまれに重大な副反応としてショック、アナフィラキシー様症状があります。

こんなときは受けられません

発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5以上ある場合）

平熱の高い人は主治医に相談してください。

重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。

このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。

麻しん風しん混合（MR）・水痘・おたふくかぜ・結核（BCG）・ロタウイルスワクチンなどの予防接種をして、27日以上経過していない場合。ジフテリア百日せき破傷風不活化ポリオ（DPT-IPV）・小児の肺炎球菌感染症・日本脳炎・インフルエンザ・B型肝炎などの予防接種をしてから6日以上経過していない場合。

令和2年10月1日より、他の予防接種との接種間隔について変更の予定です。詳細は、保健センターにお問い合わせください。

麻しんにかかり、治ってから4週間程度経過していない場合。風しん・水痘・おたふくかぜなどの病気にかかり、治ってから2～4週間程度経過していない場合。突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）などの病気にかかり、治ってから1～2週間程度を経過していない場合。

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

こんなときは受ける際に注意が必要です

心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。

これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。

過去にけいれんを起こしたことがある場合。

必ず、事前に主治医に相談してから受けるようにしましょう。

過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。

予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎04-7125-1188 関宿保健センター ☎04-7198-5011